

## 平成24年金融商品取引法改正に伴う 有価証券上場規程等の一部改正について

平成25年9月5日  
株式会社東京証券取引所

### I. 趣旨

当取引所は有価証券上場規程等の一部改正を行い、平成25年9月6日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、平成24年金融商品取引法改正に係る金融商品取引法施行令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴い、インサイダー取引規制上の公開買付け等事実の当取引所への通知方法を規定するなど、所要の見直しを行うものです。

### II. 改正概要

#### 1. 公開買付け等事実の当取引所への通知方法について

- 上場会社は、適時開示情報伝達システム（T D n e t）を利用して、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行うこととします。この際、上場会社は当取引所に通知内容に係る事前説明等を行うこととします。

（備 考）

- 有価証券上場規程  
第414条第7項  
及び第8項

#### 2. 子会社の決定事実に関する会社情報の適時開示に係る軽微基準の見直し

- 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴い、子会社の業務提携等に関する会社情報の適時開示に係る軽微基準の見直しを行います。

- 有価証券上場規程  
施行規則第403  
条第7号

#### 3. その他

その他所要の改正を行います。

### III. 施行日

平成25年9月6日から施行します。

以上